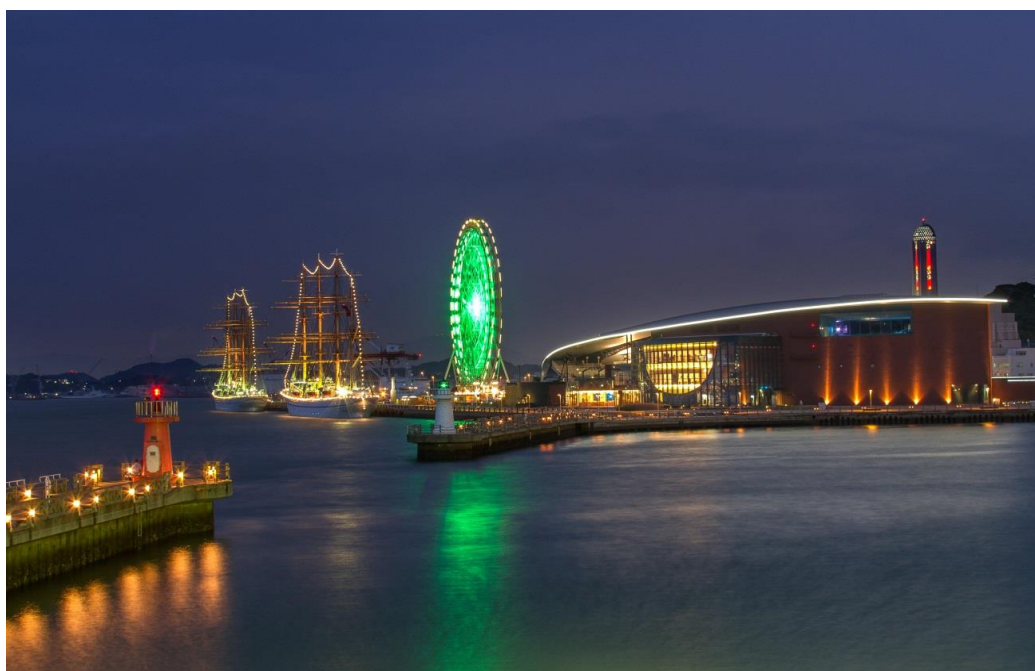


下関市 夜間景観ガイドライン(概要版)



都市照明の基本的な考え方

近年、景観形成を考える上で、夜間景観形成の重要度は高まっています。景観照明などの光の演出は、地域の個性やにぎわいを生み出すことにつながっていくだけでなく、優れた夜間景観は、快適に生活するための都市環境上の重要な要素の一つとなっています。今後の都市照明の役割としては、都市空間全体における快適な光環境の確保、環境や人に優しい光源の採用、下関らしさ・文化を感じる光の利活用が求められます。



夜間景観形成の重要性

夜間において下関の魅力を更に引き出すためには、行政・市民・事業者等の協働により統一感のあるまちの夜間景観を目指す必要があります。本市における夜間景観形成の推進は、商業振興、観光振興及び中心市街地活性化等の各種施策との連携により、都市としてのブランドイメージの向上や、交流人口の拡大等の波及効果が期待されます。



夜間景観ガイドラインの目的

目的1 下関らしさを活かした夜間景観を形成する

下関らしい景観を守り、魅力的な夜間景観を形成するため、基本方針、照明計画の考え方を示すとともに、光の整備・演出手法を示すことを目的とします。

目的2 市民が安心・安全に暮らすための夜間の光を整える

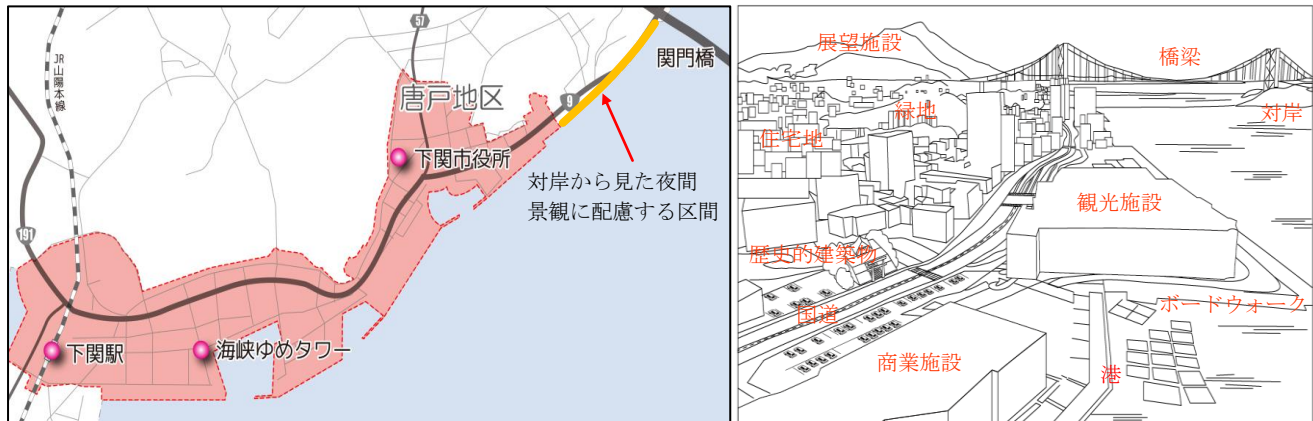
夜間景観の整備・演出は、来訪者に対する観光目的だけではなく、市民が夜間に安心してまちを回遊できるよう、夜間の快適性を高めるために光の環境を整えることを目的とします。

目的3 環境に配慮した光とする

グレア（不快なまぶしさ）の防止や高効率、長寿命である光源の採用、上空への不快な光の飛散を抑えた環境への配慮など、自然環境への負荷軽減を図るため、適切な光を灯すことを目的とします。

夜間景観ガイドラインの対象エリア

本市が平成18年度に策定した下関市夜間景観形成基本方針では、下関駅～唐戸～長府へと連なるルートに「光の回廊」として設定しています。ガイドラインでは、基本方針を踏まえ、市内外からの来訪者が多く下関の魅力を効果的に発信できる中心市街地内の下関駅から唐戸にかけてのエリアを対象とします。



夜間景観形成の整備方針

方針1 | 下関らしい光の環境を創造します

下関駅から唐戸にかけてのエリア内で、美しい夜間景観を望むことのできる動線を「夜間景観軸」として位置づけ、下関らしい光環境を創造します。

方針2 | 特徴的な光の要素を活用します

横に広がる光や高低差のある光、暖かみのある電球色の光など、特徴的な光の要素を構成し、歴史的建築物やボードウォークなどの素材に合った光の色を用いることにより、景観の質を高めるとともに、視覚的にバランスの取れたものとします。

方針3 | 明暗のバランスを効果的に用います

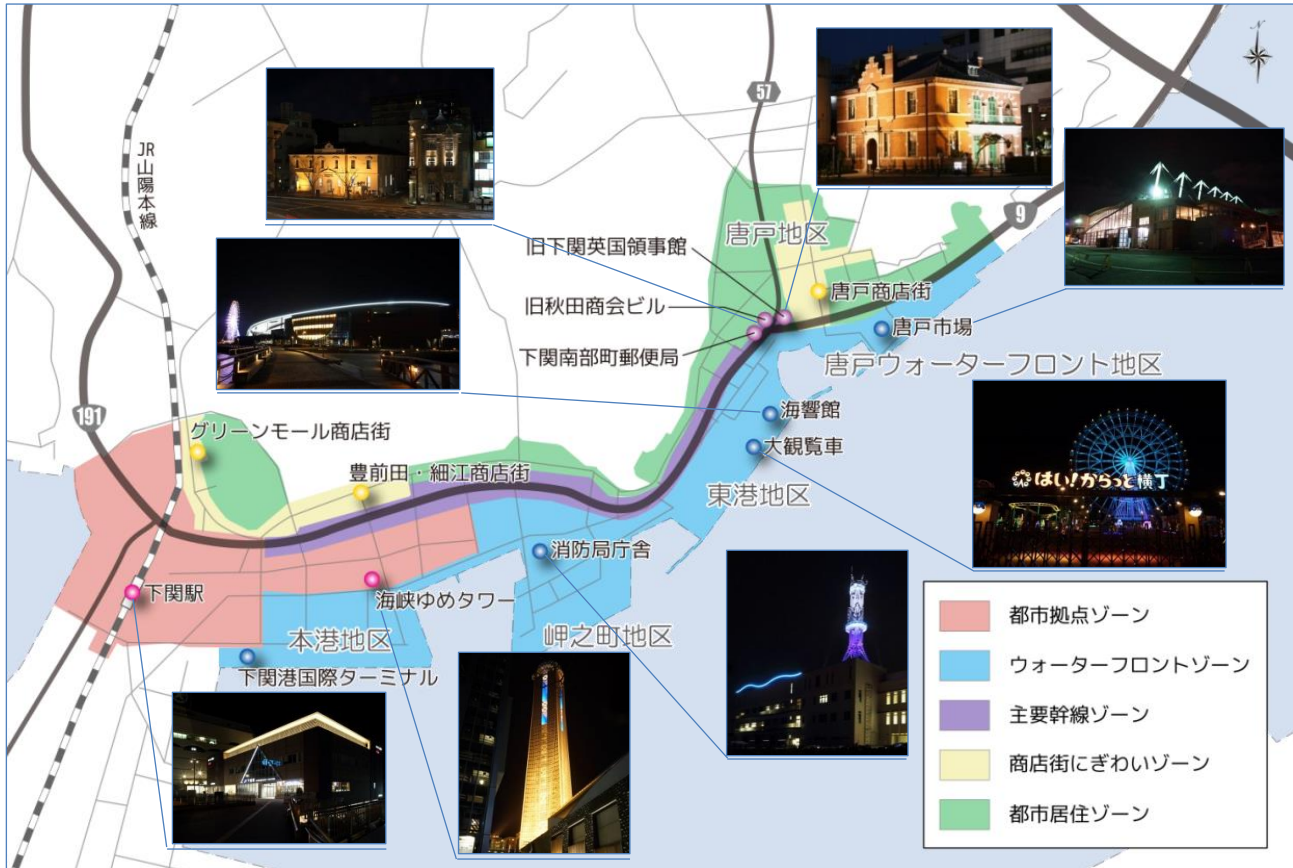
建築物の意匠、造形をより魅力的に見せるため、単に照らすのではなく、明暗のバランスを効果的に使い、建物の魅力を更に引き出します。また、人々がまちを回遊したくなるような環境を整備します。

方針4 | 安心・安全な暮らしの光を確保します

市民や来訪者が、夜間においても安心・安全に回遊できる光の環境を整備します。路面の水平面照度だけでなく、視覚的に働く鉛直面照度にも配慮し、適切な照度を確保します。

ゾーンごとの夜間景観整備方針

ガイドラインでは、対象エリア内（下関駅～唐戸地区）の場所により地域性が異なるため、更に5つのゾーンに分割し区域を設定しています。各ゾーンにおける光のコンセプト、整備方針及び想定される事業・取組み等は、以下のとおりです。



☆光のコンセプト

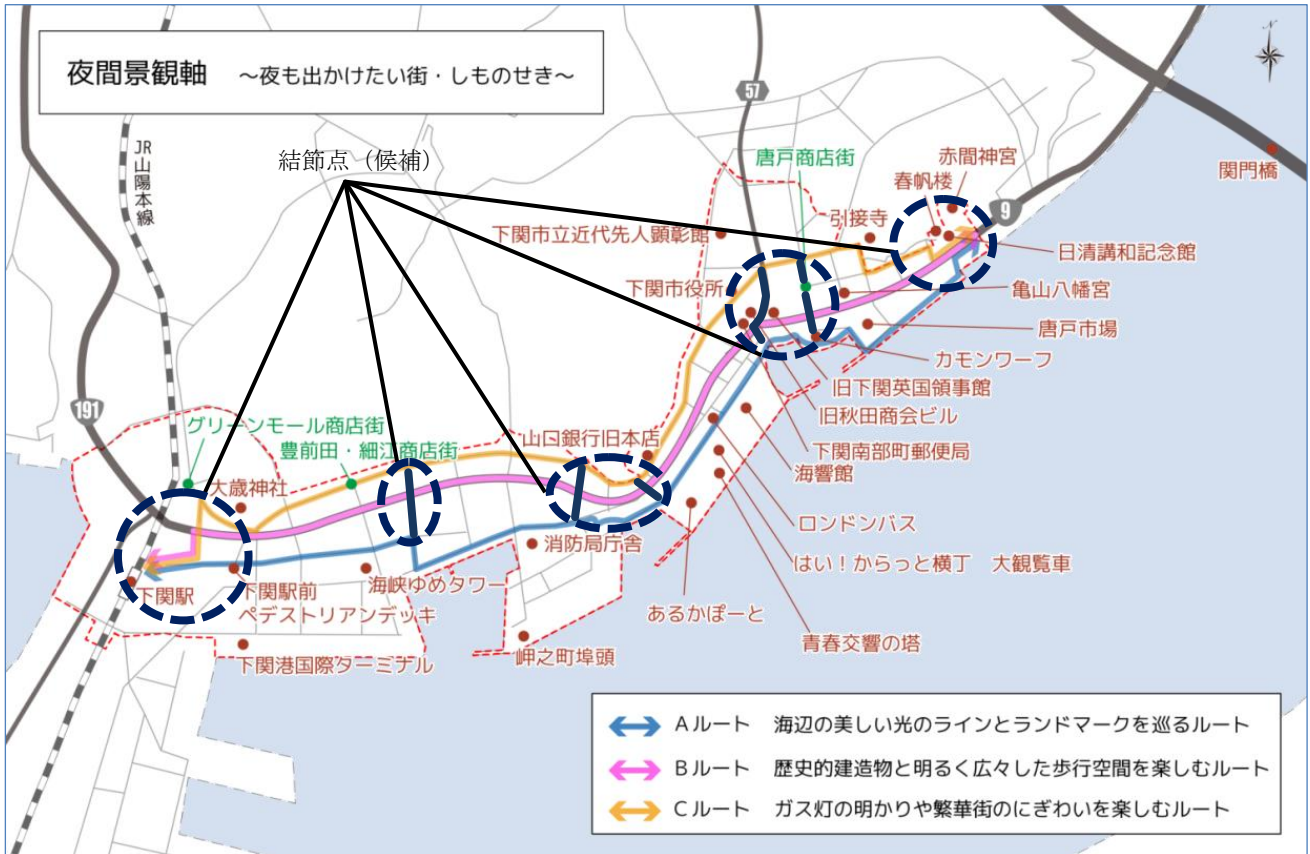
ゾーン	光のコンセプト
都市拠点ゾーン	新しいまちの光
ウォーターフロントゾーン (本港地区、岬之町地区、東港地区、唐戸ウォーターフロント地区)	水際の光のライン
主要幹線ゾーン	エリアの軸となる光
商店街にぎわいゾーン	繁華街のにぎわいの光 (グリーンモール商店街、豊前田・細江商店街) 今と昔を照らす光 (唐戸商店街)
都市居住ゾーン	安心・安全のためのやさしい光

☆整備方針

ゾーン	整備方針及び事業・取組み	事業者	整備イメージ等
都市拠点ゾーン	下関駅前人工地盤（エキマチ広場） 照明設備の更新	行政	 下関駅前人工地盤 照明設備の更新
	施設等のライトアップ等によるファサード（建物の正面）の演出	民間	
	下関駅周辺イルミネーション	民間・行政	
ウォーター フロントゾーン	水際に沿った光のラインの整備	行政	 水際に沿った光のラインの整備
	歩道の照明環境の改善	民間・行政	
	良好な視点場としての更なる魅力アップ （海面に映り込む光の演出、水際空間の演出 等）	民間・行政	 アンカー広場 照明環境の改善
	魅力を発信するための光の演出	民間・行政	
	イルミネーション等のイベント開催	民間・ 地域団体等	
主要幹線ゾーン	施設等のライトアップ等によるファサードの演出	民間	 植栽・樹木等のライトアップ
	国道9号沿いの植栽・樹木等のライトアップ	行政	
商店街にぎわいゾーン	地域の特性を活かした光の演出 （グリーンモール商店街、豊前田・細江商店街）	民間・ 地域団体等	 地域の特性を活かした光の演出
	来訪者を誘導するための光の演出 （唐戸商店街）	民間・ 地域団体等	
	イルミネーション等のイベント開催	民間・ 地域団体等	
来訪者を誘導するための光の演出			 来訪者を誘導するための光の演出
都市居住ゾーン	歩道の照明環境の改善	行政	 歩道の照明環境の改善

夜間景観軸の整備方針 ～夜も出かけたが街・しものせき～

ガイドラインでは、ゾーンごとの整備方針だけでなく、エリア内で美しい夜間景観を楽しむための動線を夜間景観軸（三本のルート）として位置づけ、行政・市民・事業者等が連携して整備を進めていくこととしています。



☆整備方針及び将来に向けた取り組み

ルート	整備方針及び将来に向けた取り組み
Aルート	<ul style="list-style-type: none"> 沿道の施設等のライトアップ等によるファサードの演出 ルートの回遊性を高めるための安心・安全な光環境の整備 点と点を結ぶ動線の整備、統一感のある面的な整備 海面に映り込む光の演出や水際空間の演出等の良好な視点場の整備 魅力を発信するための光の演出 等
Bルート	<ul style="list-style-type: none"> 道路沿いの施設等のライトアップ等によるファサードの演出 国道9号沿いの植栽・樹木等のライトアップ
Cルート	<ul style="list-style-type: none"> ルートの回遊性を高めるための安心・安全な光環境の整備
全体	<ul style="list-style-type: none"> 夜間景観軸（3本のルート）上の結節点の整備 「ソフト事業」との連携による夜間景観形成の推進

夜間景観の整備手法

☆照明の用語

用語	説明																											
照度	<p>光量の中で一番馴染みの深い値である照度は、厳密には照明によって照らされている面の単位面積に入る光束を評価した値であり、単位はルクス[lx]で表示されます。</p>																											
演色性	<p>物体の色は、自然（太陽）光の下での色が基本となります。演色性とは、自然（太陽）光と比較して物を見たときに、色の見え方を表現する言葉です。自然（太陽）光に似た色の見え方をする照明ランプが「演色性の良い（高い）ランプ」です。演色性の評価は、No. 1～8の色による評価によって判断され、平均演色評価数：単位 Ra（アールエー）という数値で表現されます。Ra の値は、基準光（JIS が定める自然（太陽）光に近い光）で見た色の見え方を Ra100 と定めており、100 に近いほど演色性が良いと判断されます。白熱電球やハロゲン電球の Ra 値は 100 です。</p> <p>〈演色評価色票〉</p> <table border="1"> <tr> <td>平均演色評価用 (No.1~8)</td> <td>No.1</td> <td>No.2</td> <td>No.3</td> <td>No.4</td> <td>No.5</td> <td>No.6</td> <td>No.7</td> <td>No.8</td> </tr> <tr> <td>特殊演色評価用 (No.9~15)</td> <td>No.9</td> <td>No.10</td> <td>No.11</td> <td>No.12</td> <td>No.13</td> <td>No.14</td> <td>No.15</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>赤</td> <td>黄</td> <td>緑</td> <td>青</td> <td>西洋人の肌色</td> <td>木の葉の色</td> <td>日本人の肌色</td> <td></td> </tr> </table> <p><small>※印刷の都合により実際の色票とは若干異なります。</small></p>	平均演色評価用 (No.1~8)	No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6	No.7	No.8	特殊演色評価用 (No.9~15)	No.9	No.10	No.11	No.12	No.13	No.14	No.15			赤	黄	緑	青	西洋人の肌色	木の葉の色	日本人の肌色	
平均演色評価用 (No.1~8)	No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6	No.7	No.8																				
特殊演色評価用 (No.9~15)	No.9	No.10	No.11	No.12	No.13	No.14	No.15																					
	赤	黄	緑	青	西洋人の肌色	木の葉の色	日本人の肌色																					
色温度	<p>光源の光色を表わし、単位は K（ケルビン）です。ロウソクの炎は約 2,000K、電球色の蛍光灯は約 2,800K、白色の蛍光灯は約 4,200K 程度になります。</p>																											
グレア	<p>光源や反射光が視界に入り対象が見えにくい、不快なまぶしさのことをグレアと呼びます。</p>																											

☆夜間景観の整備基準

ガイドラインでは、夜間景観の整備基準として、「演色性」、「色温度」等の基準を設けています。照明設計を行う際にご活用ください。

対象	施設	沿道	道路	
	公共建築物、商業建築物、 集合住宅等	公園、ふ頭、 ボードウォーク	歩道	
エリアの方針	都心拠点ゾーン	ファサードの演出や外観のライトアップの照度、色温度等を調整し、周囲と調和のとれた景観とする	市民の憩いの場として、楽しさ、親しみやすさ等の演出を心がける	歩行者の安心・安全の確保に努め、連続性のある光により誘導を行う
	ウォーターフロントゾーン	施設等のライトアップ等に取り組む 上空や海上、対岸からの景観に配慮する 海面に映り込む光に配慮する	水際の光のラインを整備する 上空や海上、対岸からの景観に配慮する 海面に映り込む光に配慮する	歩行者の安心・安全の確保に努め、連続性のある光により誘導を行う 暗い場所が存在するため、適切な照度を確保する
	主要幹線ゾーン	ファサードの演出や間接照明の導入に努めるとともに、街路に光がこぼれるような演出を心がける	市民の憩いの場として、楽しさ、親しみやすさ等の演出を心がける	歩行者の安心・安全を確保する
	商店街にぎわいゾーン	地域の特性を活かしたにぎわいの創出に努める 各店舗の個性が感じられるような演出を心がける 広告物のグレア軽減に努める	市民の憩いの場として、楽しさ、親しみやすさ等の演出を心がける	来訪者の利便性に配慮する 来訪者を誘導するための演出を行う
	都市居住ゾーン	沿道の建物等から街路に光がこぼれるような演出を心がける	市民の憩いの場として、楽しさ、親しみやすさ等の演出を心がける	生活道路として歩行者の安心・安全を確保する 暗い場所が存在するため、適切な照度を確保する
演色温度 色温度 色温度 色温度 色温度	全てのゾーン	※色温度：2,000K～5,000K 演色性：Ra70 以上	※色温度：2,000K～5,000K 演色性：Ra70 以上	※色温度：2,000K～5,000K 演色性：Ra70 以上

1. ライトアップの色温度のバランスについては、専門家のアドバイスを受ける。
2. ここで示す数値は、各エリアにおいて統一感のある景観を演出するために参考となる数値を示したものである。
3. 各エリアにおいては、低グレアの照明器具を選定し、光源の高さ、配置等を考慮することでグレア低減に努める。
4. ウォーターフロントゾーンにおいては、統一感のある景観とするため、色温度：4,000K 以下を推奨する。
5. 色温度や輝度の高い照明器具を選定した場合は、グレアの影響に留意する。

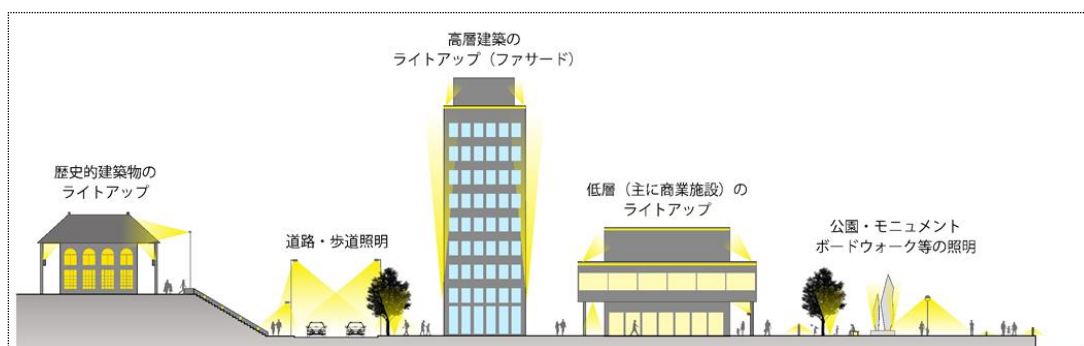
☆照明手法及び照明器具選定時の留意事項

ガイドラインでは、照明手法及び照明器具選定時の留意事項について、ライトアップの対象別、照明器具の種類別に解説しています。詳細は、ガイドライン本編をご覧ください。

なお、ガイドライン本編は、市ホームページに掲載しています。

(市ホームページ <http://www.city.shimonoseki.lg.jp/www/contents/1459214077338/index.html>)

- ・照明手法と留意点 ⇒ ガイドライン本編 P 47～58
- ・照明器具選定時の留意点 ⇒ ガイドライン本編 P 59～61
- ・照明設計に係る各種基準 ⇒ ガイドライン本編 P 62～65



(参考) JIS 照度基準 (通路、広場及び公園の照明設計基準 (JIS Z9110-2010))

領域、作業又は活動の種類			維持照度 (lx)	G R 制限値	平均演色評価数
歩行者交通	屋外	多い	20	50	20
		中程度	10	50	20
		少ない	5	55	20
	地下	多い	500	—	40
		中程度	300	—	40
		少ない	100	—	40
		非常に少ない	50	—	40
交通関係広場の交通		多い	50	50	20
		中程度	30	50	20
		少ない	15	55	20
危険レベル		高い	50	45	20
		中程度	20	50	20
		低い	10	50	—
		非常に低い	5	55	—

※平均演色評価数は、JIS 照度基準における最小値を示しており、実際に照明設計を行う際は、なるべく平均演色評価数の高い照明器具を選定することが望ましい。



お問い合わせ先

下関市都市整備部まちなみ住環境整備課

〒750-8521 下関市南部町1-1

TEL 083-231-1225 FAX 083-231-1901

E-mail keikan@city.shimonoseki.yamaguchi.jp